

請求に当たっての注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。

(代理人の方は請求できません。)

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。

記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4. 対象者について

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について本籍及び筆頭者の氏名を記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。

請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

※手数料については、戸籍証明書と同一事項の電子証明識別符号を同時に請求される場合、戸籍証明書にかかる料金のみとなります。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。